

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

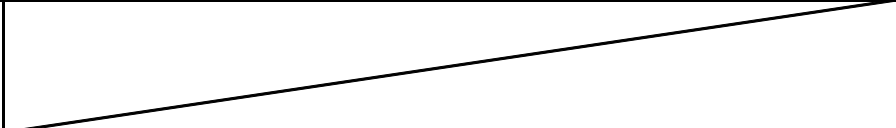
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	106-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357968/index.html

執行機関名 佐賀県知事

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項に規定する高等学校の専攻科(同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。)における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(修学支援金)
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第8の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項に規定する高等学校の専攻科(同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。)における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第3条	佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u>の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が<u>学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導</u>について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 知事は、県内の私立高等学校専攻科(以下「専攻科」という。)における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与するため、専攻科の生徒がその授業料に充てるための高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)</u>を県内の専攻科の設置者に対し交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)、その他法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱 佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金取扱要領 佐賀県私立高等学校専攻科修学支援金事務手引き</p>